

報告 7 号

長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例の施行期日を定める
規則~~(案)~~要綱

地域・市民生活部地域活動支援課
教育委員会事務局家庭・地域学びの課

| 事 項 | 説 明 |
|------------------|---|
| 1 制定の理由 | 長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例の施行期日を定めることに伴い、制定するもの |
| 2 規則（案） の 内 容 | (1) 長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例の規定（(2)に係る改正規定を除く。）の施行期日を令和3年4月26日とするものと定める。 (2) 長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例の規定のうち、長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正中、外国製ピアノの使用料に係る改正規定の施行期日を令和3年9月1日とするものと定める。 |
| 3 審 議 状 況 | 法規審査委員会の決定 3月 26日 |

長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例の施行期日を定める
規則~~(案)~~

長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例（令和3年長野市条例第2号）
（附則ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和3年4月26日とし、同条
例附則ただし書に規定する規定の施行期日は令和3年9月1日とする。

長野市支所設置条例等の一部を改正する等の条例（案）要綱

地域・市民生活部地域活動支援課
教育委員会事務局家庭・地域学びの課

| 事 項 | 説 明 | | | | | |
|--------------|---|---------------|-----|-----|--------------|--------------|
| 1 改正等の理由 | 長野市中条総合市民センター内に、長野市中条支所を移転すること及び長野市中条交流センターを設置すること等に伴い、改正等をするもの | | | | | |
| 2 改正等の内容 | <p>(1) 長野市支所設置条例の一部改正（第1条関係） 長野市中条支所の位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="534 786 1337 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 786 922 831">改正前</th> <th data-bbox="927 786 1337 831">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 837 922 875">長野市中条2549番地2</td> <td data-bbox="927 837 1337 875">長野市中条2383番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市立公民館条例の一部改正（第2条関係） ア 長野市立公民館から長野市立中条公民館を除く。 イ 公民館運営審議会を設置する長野市立公民館から長野市立中条公民館を除く。</p> <p>(3) 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係） ア 長野市中条交流センターを長野市中条2383番地1に設置するものと定める。 イ 外国製ピアノ（長野市中条交流センターに限る。）の1台1時間当たりの使用料を2,500円とするものと定める。</p> <p>(4) 長野市中条会館の設置及び管理に関する条例の廃止（第4条関係）</p> | | 改正前 | 改正後 | 長野市中条2549番地2 | 長野市中条2383番地1 |
| 改正前 | 改正後 | | | | | |
| 長野市中条2549番地2 | 長野市中条2383番地1 | | | | | |
| 3 施行期日 | 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、(3)イは、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 | | | | | |
| 4 審議状況 | (1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁議の決定 | 2月4日 2月15日 | | | | |